
プロジェクト **収益認識**

項目 **契約資産と顧客との契約から生じた債権の区分表示**

これまでの経緯

1. 企業会計基準委員会（ASBJ）は、2018 年 3 月 30 日に、次の企業会計基準及び企業会計基準適用指針（以下合わせて「収益認識会計基準等」という。）を公表した。
 - (1) 企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」（以下「収益認識会計基準」という。）
 - (2) 企業会計基準適用指針第 30 号「収益認識に関する会計基準の適用指針」（以下「収益認識適用指針」という。）
2. 収益認識会計基準においては、下記の表示について、収益認識会計基準が適用される時（2021 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首）まで（準備期間を含む。）に（以下「強制適用時まで」という。）検討することとしている（収益認識会計基準第 88 項及び第 155 項）。
 - (1) 収益の表示科目
 - (2) 収益と金融要素の影響（受取利息又は支払利息）の区分表示
 - (3) 契約資産と顧客との契約から生じた債権の区分表示

本資料の目的

3. 本資料は、前項の 3 つの項目のうち、(3)の表示及びこれらに関連する一部の注記について、第 95 回収益認識専門委員会において審議し、その際に聞かれた意見を踏まえて、再度、検討することを目的としている。

検討事項（3）契約資産と顧客との契約から生じた債権の区分表示

これまでの経緯及び論点

4. 契約資産と、顧客との契約から生じた債権の区分については、収益認識会計基準第

79 項において、「企業が履行している場合又は企業が履行する前に顧客から対価を受け取る場合には、企業の履行と顧客の支払との関係に基づき、契約資産、契約負債又は債権を適切な科目をもって貸借対照表に表示する。」としているが、早期適用の段階では、契約資産と、顧客との契約から生じた債権を貸借対照表において区分表示せず、かつ、それぞれの残高を注記しないことができるとしている（収益認識会計基準第 88 項）。したがって、強制適用時における契約資産と、顧客との契約から生じた債権の区分表示の要否を検討する必要がある。

5. IFRS 第 15 号は、次のとおり、契約資産と、顧客との契約から生じた債権を区分して表示又は開示することを要求している。

105	<p>契約のいずれかの当事者が履行している場合には、企業は、当該契約を財政状態計算書において、企業の履行と顧客の支払との関係に応じて、契約資産又は契約負債として表示しなければならない。企業は、対価に対する無条件の権利を債権として区分表示しなければならない。</p>
107	<p>顧客が対価を支払うか又は支払期限が到来する前に、企業が財又はサービスの顧客への移転によって履行する場合には、企業は、債権として表示する金額を除いて、当該契約を契約資産として表示しなければならない。契約資産とは、企業が顧客に移転した財又はサービスと交換に受け取る対価に対する企業の権利である。企業は契約資産の減損を IFRS 第 9 号に従って評価しなければならない。契約資産の減損の測定、表示及び開示は、IFRS 第 9 号の範囲に含まれる金融資産と同じ基礎で行わなければならない（第 113 項(b)も参照）。</p>
109	<p>本基準は、「契約資産」及び「契約負債」という用語を用いているが、企業が財政状態計算書においてそれらの項目に代替的な名称を用いることは妨げない。企業が契約資産について代替的な名称を用いる場合には、債権と契約資産を財務諸表利用者が区別するための十分な情報を提供しなければならない。</p>
113	<p>企業は、当報告期間についての次のすべての金額を開示しなければならない。ただし、当該金額が他の基準に従って包括利益計算書に区分表示されている場合は除く。（一部略）</p> <p>(b) 企業の顧客との契約から生じた債権又は契約資産について（IFRS 第 9 号に従って）認識した減損損失（企業はこれを他の契約からの減損損失と区別して開示しなければならない）</p>

116 企業は、次のすべてを開示しなければならない。

(a) 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の期首残高及び期末残高（区分して表示又は開示していない場合）（以下略）

6. IFRS 第 15 号 BC323 項は、契約資産と、顧客との契約から生じた債権との区別を行うことは重要であり、その区別により、財務諸表利用者に、契約における企業の権利に関連したリスクに関する目的適合性のある情報を提供することになる（両方とも信用リスクに晒されてはいるが、契約資産は、例えば、履行リスクなどの他のリスクにも晒されている。）としている。
7. また、IFRS 第 15 号は、契約資産に関連する注記事項について、次のように定めている。

117 企業は、履行義務の充足の時期（第 119 項(a)参照）が通常の支払時期（第 119 項(b)参照）にどのように関連するのか、及びそれらの要因が契約資産及び契約負債の残高に与える影響を説明しなければならない。提供する説明は、定性的情報を使用することができる。

118 企業は、当報告期間中の契約資産及び契約負債の残高の重大な変動の説明を提供しなければならない。この説明には、定性的情報と定量的情報を含めなければならない。企業の契約資産及び契約負債の残高の変動の例として、次のものがある。

- (a) 企業結合による変動
- (b) 収益に対しての累積的なキャッチアップ修正のうち、対応する契約資産又は契約負債に影響を与えるもの。これには、進捗度の測定の変動、取引価格の見積りの変更（変動対価の見積りが制限されるかどうかの評価の変更を含む）又は契約変更が含まれる。
- (c) 契約資産の減損
- (d) 対価に対する権利が無条件となる（すなわち、契約資産が債権に分類変更される）時間枠の変化
- (e) 履行義務が充足される（すなわち、契約負債から生じる収益が認識される）時間枠の変化

8. IFRS 第 15 号が契約資産の性質について明示していないのに対し、収益認識会計基準第 77 項は、下記のとおり、契約資産は顧客との契約から生じた債権と同様に金銭債権として取扱うものとしている。

(一部略) 契約資産は、金銭債権として取り扱うこととし、金融商品会計基準に従って処理する。

9. この取扱いは、収益認識会計基準によって廃止された企業会計基準第 15 号「工事契約に関する会計基準」(以下「工事契約に関する会計基準」という。)を引き継いだものである。工事契約に関する会計基準第 17 項は、工事進行基準を適用した結果、工事の進行途上において計上される未収入額は、金銭債権として取り扱うこととしていた。同基準の結論の背景の第 59 項では、その理由について次のように述べている。

工事進行基準を適用した結果、工事の進捗に応じて計上される未収入額は、法的には未だ債権とはいえない。しかし、第 39 項で述べたように、工事進行基準は、法的には対価に対する請求権を未だ獲得していない状態であっても、会計上はこれと同視し得る程度に成果の確実性が高まった場合にこれを収益として認識するものであり、この場合の未収入額は、会計上は法的債権に準ずるものと考えることができる。このため、工事進行基準の適用により計上される未収入額は、金銭債権として取り扱うこととした。

これまでに聞かれている意見

(意見募集文書に対するコメント)

10. 本論点に関連して、意見募集文書に対して、次のコメントが寄せられた。

契約資産と債権の区分の判断により実務が煩雑となるため、当該区分を設けることの意義やコストと便益が見合っているかについて検討すべきである。

建設業においては、建設中の物件について、工事契約上の支払期限が到来しているにもかかわらず未入金となっている残高を債権として表示するために、当該金額の把握のために多大な負担が発生する。また、契約資産と債権の区分が必要となる場合には、建設業において比較可能性のある財務諸表を作成するために、日本基準における実務における「完成工事未収入金」と、債権及び契約資産との関係を明確にする必要がある。(CL09 一般社団法人 日本建設業連合会)

(公開草案に対するコメント)

11. 本会計基準等のもととなった公開草案に対して、契約資産と、顧客との契約から生じた債権の区分について、次のコメントが寄せられた。

契約資産と債権の判別作業及びその管理は煩雑になると見込まれ、作成者である企業は負担が増す。例えば、年度末に履行義務の要件を充足しているものの請求額が確定していない変動手数料のような場合、契約資産と債権のどちらに該当するのか判然としない。契約資産と債権に関わる設例を示されたい。(CL21 一般社団法人 不動産協会)

契約資産と債権に関する経過措置について同意しない。契約資産と債権の区分に関する情報がないと、財務報告利用者の利便性が損なわれる。(CL54、CL63、CL66の3名)

(第95回収益認識専門委員会におけるASBJ事務局の提案)

12. 第95回収益認識専門委員会においてASBJ事務局は、収益認識会計基準が契約資産を、顧客との契約から生じた債権と同じ金銭債権として取り扱ったことを重視し、契約資産と顧客との契約から生じた債権を区分せずに合算して表示又は開示することを認めることを提案した。また、合算して表示する場合の契約資産については、注記事項を決定する目的上、顧客との契約から生じた債権に準じて扱うこととし、契約資産に固有の注記(IFRS第15号第117項及び第118項(本資料第7項参照))の対象としないことを提案した。

(第95回収益認識専門委員会において聞かれた意見)

13. 第95回収益認識専門委員会において主に次の意見が聞かれた。
- (1) IFRSは契約資産と債権の区分表示を求めており、日本基準上、区分表示を求めず、合算表示を許容する場合には、IFRSが当該区分表示を求めた理由をより深く掘り下げて、その適切性を慎重に検討する必要があるものと考えられる。
 - (2) 日本基準において、契約資産と債権の区分表示について強い要望は聞かれていないとのことであるが、これまで区分表示がなされていないためとも理解できる。
 - (3) 契約資産と債権は、法的債権でない資産と法的債権という点で性質が異なっており、管理上も区分して把握されるべきであり、区分表示を求めることが適当であると考えられる。
 - (4) 契約資産と債権の合算表示を許容し、契約資産に固有の注記の対象としないとした場合、契約資産に固有の注記を免れるために、契約資産と債権が合算表示

される可能性がある。

- (5) 工事契約に関する会計基準において、工事未収入金を会計上は法的債権に準ずると考え、金銭債権として取り扱うこととしたのは、貸倒引当金の会計処理を明確にするためと理解している。また、収益認識会計基準等において契約資産を金銭債権として取り扱うこととした理由が、工事契約に関する会計基準の取扱いを踏襲したものであるのであれば、収益認識会計基準等において契約資産を金銭債権として取り扱うことを理由に、契約資産と債権の合算表示を認めるとすることは、必ずしも適当ではないと考えられる。
- (6) 収益認識会計基準第 77 項の「契約資産は、金銭債権として取り扱うこととし、金融商品会計基準に従って処理する」の記載は、今後、仮に IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の金融資産の分類及び測定の開発に着手するか否かの検討の結果、開発される場合に、IFRS において要求されていない、契約資産の減損の測定、表示及び開示以外についても、日本基準上は、契約資産を金銭債権として取り扱うことから、IFRS 第 9 号の定めが適用される可能性がある。
- (7) 契約資産と債権の合算表示を許容することは、実務上の負担が軽減されることから、合算表示をオプションとして設けることについて支持できるものと考えられる。
- (8) 収益認識会計基準等は、IFRS 任意適用企業、上場会社のほか、非公開の多数の会社法上の大会社に適用が強制されることを考えると、契約資産と債権の区分表示を必要と考えない企業や、区分表示を求めることで、実務上の負担が大きい企業を考慮すると、合算表示をオプションとして認めることが適当ではないかと考えられる。
- (9) IFRS 第 15 号 BC317 項等の記載から、一つの契約において、契約負債又は契約資産のいずれかとして、会計処理及び表示を純額で行うことが明確になっている一方、収益認識会計基準等においては、必ずしも明確ではないことから、検討してはどうか。

ASBJ 事務局による分析及び提案

(契約資産と顧客との契約から生じた債権の区分表示)

14. 前項に記載のとおり、法的債権ではない契約資産と顧客との契約から生じた債権では、その性質が異なることから、異なる性質の資産は区分することが適当である等、

契約資産と顧客との契約から生じた債権を合算表示することを許容することについては慎重な意見が多く聞かれたと理解している。

15. また、本資料第 6 項のとおり、IASB は、契約資産と顧客との契約から生じた債権との区別を行うことは重要であり、その区別により、財務諸表利用者に、契約における企業の権利に関連したリスクに関する目的適合性のある情報を提供することになる（両方とも信用リスクに晒されてはいるが、契約資産は、例えば、履行リスクなどの他のリスクにも晒されている。）と考え、契約資産と顧客との契約から生じた債権を区分して表示又は開示することを要求したものと考えられる。
16. 第 95 回収益認識専門委員会における、「契約資産と顧客との契約から生じた債権を区分せずに合算して表示又は開示することを認める」との事務局提案は、収益認識会計基準が契約資産を、顧客との契約から生じた債権と同じ金銭債権として取り扱ったことを重視したものであった。
17. しかしながら、収益認識会計基準等が契約資産を金銭債権として取り扱うこととしたのは、工事契約に関する会計基準における工事未収入金の取扱いを引き継いだもので、また、当該工事未収入金の取扱いは、会計上の貸倒引当金の会計処理を明確にするためであったとの意見が聞かれている。
18. 収益認識会計基準等における契約資産の金銭債権との位置付けに至った背景を考慮すると、金銭債権としての取扱いに拘束される必要はないものと考えられ、契約資産を金銭債権として取り扱うことを前提に当該論点を検討する必要性はないものと考えられる。なお、IFRS 第 15 号は、契約資産の減損の測定、表示及び開示について金融資産と同じ基礎で行うことを要求するのみで、契約資産が金融資産に該当するか否かについて言及していない。
19. 一方で、第 95 回収益認識専門委員会においては、実務上の負担や、当該収益認識会計基準等を適用する企業の裾野が広いことを考えると、契約資産と顧客との契約から生じた債権を合算表示することを許容することは適当ではないかといった意見も聞かれた。
20. また、本資料第 10 項のとおり、契約資産と債権の区分の判断により実務が煩雑となるため、当該区分を設けることの意義やコストと便益が見合っているかについて検討すべきであるとの意見が聞かれている。この点、債権は「企業が顧客に移転した財又はサービスと交換に受け取る対価に対する企業の権利のうち、無条件のもの」であることに鑑み、無条件と判断できないものを契約資産として処理すること等、当該会計基準の初度適用時に一定の整理をつけることで、当該煩雑性は限定的なものとなることも考えられる。

21. 契約資産と顧客との契約から生じた債権の区分表示又は注記は、すべての企業に一律的に負担をもたらすものではないものと考えられる。つまり、契約資産を認識する企業は、一定の重要性のある一定期間にわたり履行義務を充足する契約を有することが前提であると考えられる。そのような企業においては、契約資産と顧客との契約から生じた債権、つまり、法的債権でない資産と法的債権である資産を区分して管理することが重要であり、また、当該区分に基づく関連情報は有用な情報を提供するとも考えられる。
22. 一方で、取引の大部分が一時点で履行義務を充足する取引である企業にとっては、一般的に、契約資産に重要性はなく、契約資産と顧客との契約から生じた債権の区分表示を要求したとしても、区分表示する必要がなく、煩雑性は増さないとも考えられる。
23. また、契約資産と顧客との契約から生じた債権の合算表示を許容した場合には、本資料第7項に記載したIFRS第15号117項及び第118項の注記も省略することが考えられるが、そのような開示項目の減少は、国際的な財務諸表の比較可能性を損なわせる可能性もある。
24. 以上の検討の結果、収益認識会計基準等においても、契約資産と顧客との契約から生じた債権を区分して表示又は注記することが適当と考えられるかどうか。

(契約資産の性質（金銭債権としての取扱いの見直しの要否）)

25. IFRS第15号は、契約資産が金融資産に該当するか否かについて言及せず、契約資産の減損の測定、表示及び開示について金融資産と同じ基礎で行うことを要求している。収益認識会計基準等においては、契約資産を金銭債権として取扱うとすることから、貸倒引当金の会計処理以外についても金銭債権として、金融商品会計基準による注記の対象になる等、実務上の負担を大きくする可能性がある。
26. 契約資産が金銭債権に該当するとの収益認識会計基準等の取り扱いの経緯を踏まえると、契約資産についての貸倒引当金の会計処理を明確にするとの目的が達成されれば、契約資産が金融資産である金銭債権に該当するか否かについては言及する必要はないものと考えられるかどうか。この方法により、IFRS第15号が必ずしも言及していない契約資産の性質について、日本基準において金銭債権とすることにより発生し得る意図しない帰結を回避しつつ、契約資産の性質が明確でないことから発生し得る契約資産に係る貸倒引当金の会計処理について、明確になるものと考えられる。
27. また、日本基準上は、金融商品である外貨建金銭債権債務については、原則、決算時の為替相場による円換算額を付すとされているが、外貨建ての契約資産について

はその取扱いが明らかではないものと考えられる。外貨建契約資産についても、外貨建金銭債権債務の取扱いを適用することを明示して当該会計処理を明確にすることが適当と考えられるかどうか。

(文案)

28. 前項までの提案に基づき、収益認識会計基準について下記のとおり修正することが考えられるかどうか。なお、別の審議資料で検討する審議事項(4)-3-1「契約資産と契約負債の純額表示の要否」の検討の結果、修正が必要と考えられる箇所も含めている。また、収益認識会計基準第88項は、早期適用した場合の取扱いとして、契約資産と顧客との契約から生じた債権を区分表示及び注記しないことを許容しているが、早期適用の場合の取扱いを変更する必要はないと考えられるため、修正は不要(軽微な修正を除く)と考えられるかどうか(追加を提案する文言に下線、削除を提案する文言に取消線を付している。また、IFRSからの主な修正部分を青でハイライトしている。)

【会計基準】

77 顧客から対価を受け取る前又は対価を受け取る期限が到来する前に、財又はサービスを顧客に移転した場合は、収益を認識し、契約資産又は顧客との契約から生じた債権を貸借対照表に計上する。

契約資産は、に係る貸倒引当金の会計処理は、金銭債権として取り扱うこととし、金融商品会計基準における債権の取扱いを従って処理適用する。また、外貨建ての契約資産に係る外貨換算の取扱いは、外貨建取引等会計処理基準の外貨建金銭債権債務の換算の取扱いを適用する。(¶107項)。

79 契約のいずれかの当事者が履行している場合には、企業が履行している場合又は企業が履行する前に顧客から対価を受け取る場合には、企業の履行と顧客の支払との関係に基づき、契約資産、契約負債又は顧客との契約から生じた債権を適切な科目をもって貸借対照表に表示する。顧客との契約から生じた債権とは、契約資産のうち、対価に対する無条件の権利をいう(¶105項)。

契約資産と顧客との契約から生じた債権を貸借対照表に区分して表示しない場合は、それぞれの残高を注記する(¶116項(a))。

88 本会計基準を第82項又は第83項に基づき適用する場合は、第79項の定めにかかわらず、契約資産と顧客との契約から生じた債権を貸借対照表において区分表示せず、かつ、それぞれの残高を注記しないことができる。

ディスカッション・ポイント

契約資産と、顧客との契約から生じた債権の区分表示に関する事務局の分析及び提案について、ご意見を頂きたい。

また、契約資産の性質（金銭債権として取り扱うかどうか）に関する事務局の分析及び提案について、ご意見を頂きたい。

加えて、上記の事務局の分析及び提案に基づいてお示しした文案について、ご意見を頂きたい。

以 上